

中村学園大学(含む短期大学部)私費外国人留学生授業料減免規程

平成4年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、私費外国人留学生に対し授業料を減免することによって、経済的負担を軽減し、学業継続を援助することで、優秀な私費外国人留学生の確保および社会有為な人材を育成を目的とする。

(対象)

第2条 授業料減免の対象は、文部科学省に対し、補助金の申請ができる大学・短期大学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生とし、他の奨学団体等から月額10万円以上の奨学金等を受給していない者とする。

(出願手続)

第3条 授業料減免を受けようとする者は、所定の願書を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 授業料減免を受ける学生は、前条の願い出のあった者について国際交流委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(減免額及び期間)

第5条 授業料の減免については、以下のとおりとする。

(1年次生)

授業料の減免は、年間授業料のうち、2期目に納入すべき授業料において、次の各号のとおり行う。

- (1) 入学試験時に提出する「日本留学試験」において日本語の点数が250点以上、もしくは「日本語能力試験」において「N1」認定の者 50%減免
- (2) 入学試験時に提出する「日本留学試験」において日本語の点数が220点以上、もしくは「日本語能力試験」において「N2」認定の者 30%減免
- (3) (1)、(2)以外の者 減免なし

(2年次生以上)

所属する学科の前年度順位 (GPA順) に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 上位10%以内の者 100%減免
- (2) (1)以外の上位20%以内の者 50%減免
- (3) (1)、(2)以外の者 減免なし

2 授業料減免の期間は当該年度限りとする。ただし、次年度以降も出願することができる。

(異動の届出)

第6条 授業料の減免を受けた者は、次の事項に該当する場合は、ただちに学生部を経て、学長に届け出なければならない。ただし、本人の病気、死亡などの場合は、保護者が代わって届け出ることができる。

(1) 休学又は退学した場合

(2) 本人及び保護者の身分、住所その他重要な事項に変更があった場合

(所管部署)

第7条 この規程に関する取扱い事務は、学生部の所管とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前入学生については従前のおりとする。